

# 飯田橋駅及び駅周辺整備構想

平成 19 年 12 月

飯田橋・富士見地域まちづくり協議会

# 目次

ページ

1. はじめに.....	1
2. 駅及び駅周辺の現状と課題.....	2
3. 駅及び駅周辺整備の考え方.....	4
4. 駅及び駅周辺整備構想.....	6
5. 飯田橋駅及び駅周辺整備のための地域貢献ルール.....	12
付属資料	
【資料1】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会設置要綱.....	13
【資料2】 飯田橋駅周辺整備検討会設置要綱.....	13
【資料3】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会検討経過.....	13

# 7

## はじめに

飯田橋・富士見地域では、近年の都市再生の動きとも連動して、富士見二丁目北部地区再開発、東京警察病院周辺の大規模開発（富士見 2-10 街区）などが計画されているとともに、アイガーデン・エアと飯田橋駅を結ぶ地区では、JR変電所跡地や区有地を活用したまちづくりも進められています。個別開発が進む状況の中で、地域全体の将来像に基づく一体的なまちづくりの推進が課題となっています。

そこで住民、大学、開発事業者、鉄道事業者等からなる「飯田橋・富士見地域まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会）」を組織し（附属資料【資料 1】参照）、個別開発が将来像に適合するよう誘導すべく、まちづくりの方向性を定めた「飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想（以下、まちづくり基本構想）」を平成 18 年 6 月に策定しました。

その後の取り組みの一つとして、「まちづくり基本構想」を推進するため、地域の最大課題である駅及び駅周辺整備の具体的整備方針を定めるために「飯田橋駅及び駅周辺整備構想」（以下、駅整備構想）の検討を進めてきました。

検討にあたっては、まちづくり協議会から駅及び駅周辺整備の基本的考え方の提案を受け、鉄道事業者、千代田区、文京区、新宿区、東京都からなる「飯田橋駅周辺整備検討会」（附属資料【資料 2】参照）を組織し、技術的検討を行い、その検討結果を随時、まちづくり協議会に報告し、実現可能な整備構想の内容を協議しました。また、平成 19 年 4 月には飯田橋周辺地区交通量調査（歩行者・自転車通行量、自動車交通量、タクシー・一般者発着台数）を実施し現況交通量を把握するとともに、将来の開発による交通量を予測し、駅前広場・通路などの規模検討を行いました。

第 11 回まちづくり協議会（平成 19 年 2 月）より検討を開始し、駅整備構想の一次素案、二次素案、三次素案と段階的に検討を深度化し、「飯田橋駅及び駅周辺整備構想」としてとりまとめました。（附属資料【資料 3】参照）

飯田橋・富士見地域の魅力あるまちづくりを先導するよう、まちの玄関口「飯田橋駅及び駅周辺地域」を、本構想にもとづき可能なところから早急に整備していくこととします。そのため、今後も駅整備構想に定めた飯田橋駅及び駅周辺整備のための地域貢献ルールの詳細を具体化することなど、必要な取り組みを進めます。

## 2

## 駅及び駅周辺の現状と課題

飯田橋駅は、JR、地下鉄 4 線が乗り入れる都内で屈指のターミナル駅となっている。東口駅前にはタクシー乗り場、バス停が離れた位置に設置されており、複数の路線が乗り入れるターミナルとしての交通結節性の利点を活かした、結節性の機能強化が必要である。

また、JR 飯田橋駅は、ホームがカーブ区間に位置しているため、列車とホームの間隔が広く危険な状況がある。また、東口にエレベーター、エスカレーターが設置されているが、西口には傾斜の大きい長い斜路がある。

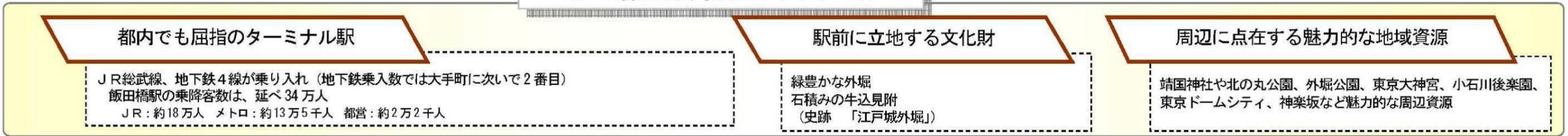
JR と地下鉄間の乗り換え経路もバリアフリー化が遅れ、駅周辺の道路も段差や勾配等がある。駅内及び駅周辺の移動中における、歩行者の安全の確保が必要である。

西口駅前には史跡江戸城外堀があり、牛込見附の石垣や、外堀の緑と水面が潤いを与えている。飯田橋駅を中心として、靖国神社や北の丸公園、外濠公園、東京大神宮、小石川後樂園、東京ドームシティ、神楽坂など魅力的な周辺資源が分布している。

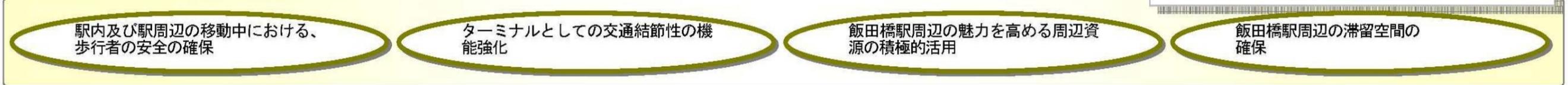
そのため、飯田橋駅周辺の魅力を高める周辺資源の積極的活用や、さらに魅力を高めることで、飯田橋駅周辺の滞留空間の確保が必要である。

◆ 飯田橋駅及び駅周辺の課題

飯田橋駅及び周辺のポテンシャル



課題の方向性



基盤整備

**西口（牛込方）の課題**

- 駅前広場の拡充
  - ◇ 狭小な駅前空間
    - ・ 待合い等の十分な滞留空間がない（学生や飲食等の待ち合わせ等）
    - ・ タクシー乗り場等がない
  - 駅周辺歩行空間の充実
    - ◇ メトロ出入口と未接続
      - ・ 乗換時には屋根のない歩道を通る
      - ・ 接続する歩道が坂道となっている
    - ◇ 危険な駅前空間
      - ・ 橋との段差及び不整形な階段

現況の西口乗降客数約6万人

**[JR飯田橋駅の課題]**

- 安全快適な駅舎への改良
  - ・ カーブした危険なホーム（車両とホーム間に大きな隙間）
  - ・ 西口改札口への急勾配な長い斜路（車いす使用者の肉体的負担）
  - ・ シンボル性に欠ける駅舎（飯田橋の顔として個性ある駅舎）

**[メトロ・都営飯田橋駅の課題]**

- 安全快適な駅舎への改良
  - ・ 乗り換え経路が複雑（動線が複雑でわかりにくい）
  - ・ バリアフリー化が不十分な出入口（地上行エレベーターは東口側）

**東口（飯田橋方）の課題**

- 駅前広場の拡充
  - ◇ 駅前広場が未整備
    - ・ 待合い等の十分な滞留空間がない（学生や飲食等の待ち合わせ等）
    - ・ 交通結節機能が脆弱（タクシー、バスとの乗り換え）
    - ・ バリアフリー化されていない不便な乗り換え経路
  - 駅周辺歩行空間の充実
    - ◇ 目白通りによる分断
      - ・ 自動車交通量が多く、待機できる空間が狭いため横断が危険
      - ・ 東西方向の移動が困難

現況の東口乗降客数約12万人

- 安全でゆとりある駅前広場空間の充実
  - 地下鉄との円滑な乗り換え経路確保

- バリアフリー化等による使いやすい駅舎への改良
  - 自然・歴史・文化を踏まえた風格ある駅舎
  - 円滑な乗り換え経路の確保
  - 出入口のバリアフリー化

- 安全でゆとりある駅前広場の確保
  - アイガーデン・エア方面への歩行者動線の確保

機能整備

**周辺機能の課題**

- 多様な利用者ニーズの受け皿の確保
  - ・ 通過するだけの就業者・学生
  - ・ 回遊したくなるような魅力が不足
  - ・ 駅前商業機能と利用者ニーズのミスマッチ
- 地域の魅力を高める個性の創出
  - ・ 豊かな水と緑の魅力が活かされていない
  - ・ 文化財が目立たない
  - ・ 煩雑でゆとりがない
- 周辺資源をつなげる結節性の確保
  - ・ 地域情報を伝えるサービス機能の不足
  - ・ 周辺資源の情報提供の不足

- 便利で魅力的な回遊性の拠点づくり
- ゆとり・文化・潤いの地域の顔づくり
- わかりやすい地域情報の提供

- ・ 計画的な駅前の開発
- ・ 就業者や学生のニーズにマッチした店舗等の展開
- ・ 文化財の積極的な活用・保全
- ・ 駅前のゆとり空間の創出
- ・ 街路の一体的なファザード及び照明
- ・ 地域情報ステーションの設置
- ・ 案内サインの整備

建物の機能更新に伴うまちづくりへの貢献

# 3

## 駅及び駅周辺整備の考え方

### 基本的方向

- ◇飯田橋駅では、乗り換え経路も含む移動経路のバリアフリー化及びホームの安全対策を充実し、安全で使いやすい駅を目指します。
- ◇地域の玄関口として、周辺の魅力的な地域資源である自然・歴史・文化を踏まえた風格ある駅舎を目指します。
- ◇ゆとりある歩行空間を充実するため、駅前における広場機能や、周辺開発等による歩道状の空地等の確保を進めます。
- ◇多様な人々が集中する特性を活かし、地域内外の交流による活力あるまちづくりを進めていくための魅力的な回遊拠点整備を推進します。

### 個別整備の考え方

#### ホームの改良

##### ●ホームの安全対策の充実

- ◇ホームの安全対策を充実します。

#### 西口整備

##### ●牛込御門の歴史性を活かしたゆとりある歩行者広場・駅舎の整備

駅前広場	安全快適	◇駅前歩行者滞留空間としての広場を整備します。 ◇安全な信号待ち空間としての広場を整備します。 ◇待ち合わせスペースとしての広場・公園を整備します。
	演出	◇牛込御門の保存・活用によるシンボルを創出します。 ◇地域の顔として魅力ある駅前広場からの風景を演出します。
駅舎		◇駅舎の再整備について調整します。 ◇駅前空間の魅力向上に資するデザインについて調整します。 (駅前空間のゆとりや個性の創出、顔づくりへの貢献)
駅周辺街区		◇駅前の拠点性を活かした広場を創出します。

#### 東口整備

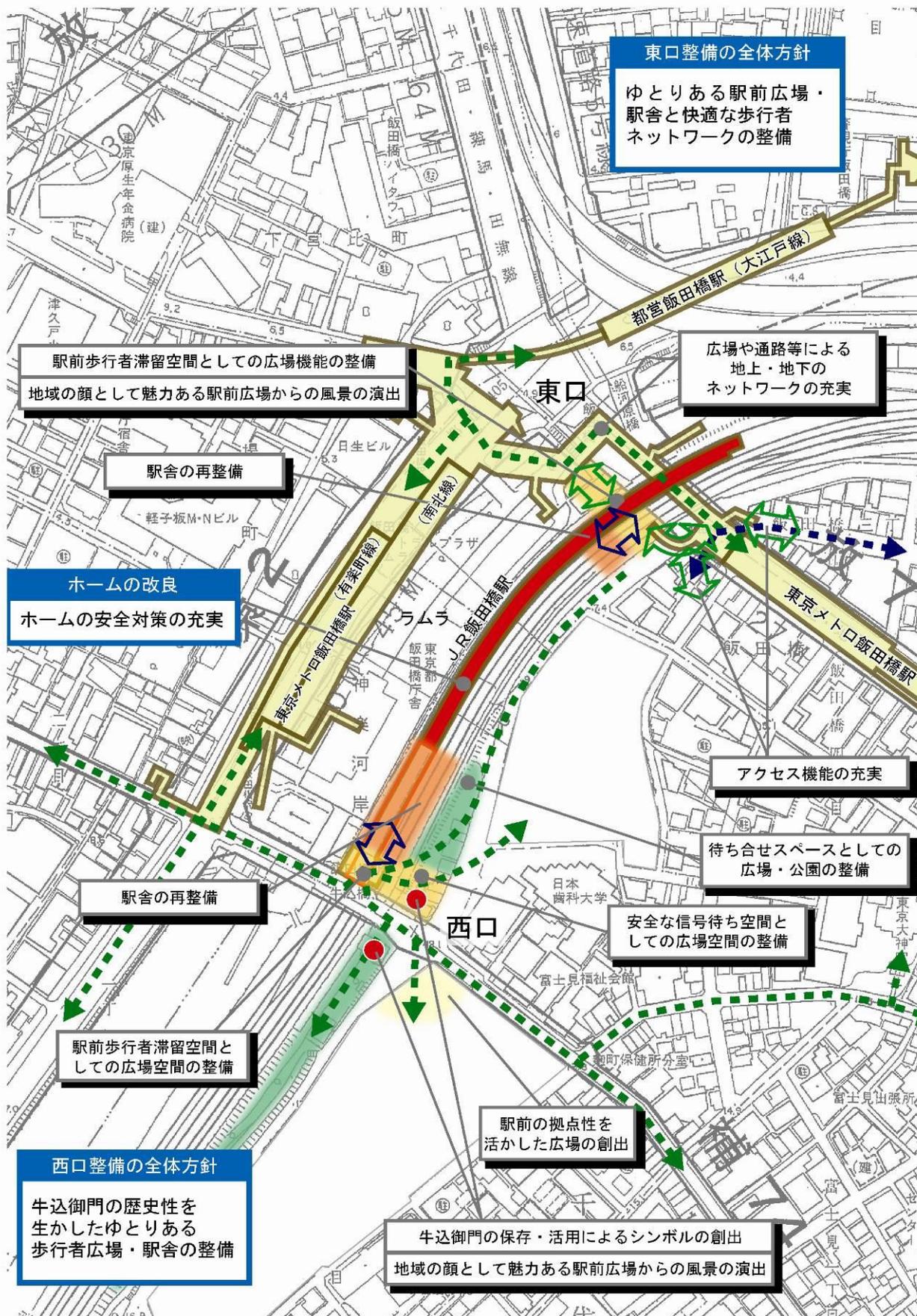
##### ●ゆとりある駅前広場・駅舎と快適な歩行者ネットワークの整備

飯田橋交差点～ 駅東口交差点		◇広場や通路等による地上・地下の歩行者空間ネットワークを整備します。
駅前広場		◇駅前歩行者滞留空間としての広場を整備します。 ◇地域の顔として魅力ある駅前広場からの風景を演出します。
駅舎		◇駅舎の再整備について調整します。 ◇駅前空間の魅力向上に資するデザインについて調整します。 (駅前空間のゆとりや顔づくりへの貢献)
駅周辺街区		◇駅前の拠点性を活かしたアクセス機能や広場機能を充実します。

#### 導入機能

- ◇就業者や学生のニーズにマッチした店舗等の展開
- ◇街路のファグード及び照明等の一体的演出
- ◇地域情報ステーションの設置
- ◇案内サインの整備

## 飯田橋駅及び駅周辺整備の考え方



# 4

## 駅及び駅周辺整備構想

駅及び駅周辺整備の考え方を反映した整備構想を示します。整備構想図は9ページに示します。

### ホームの改良

#### ●ホームの安全対策の充実

##### ○ホーム幅員

- ・ 周辺の大規模開発による鉄道利用者の増加を考慮しても、東口・西口それぞれに昇降施設（階段・エスカレータ）が2箇所以上あれば現況ホーム幅員によって対応できる検討結果を得たことから、ホームは現況幅員のまま整備を進めます。

##### ○ホームの安全対策

- ・ 現況では、ホームが曲線部分に位置し、電車とホームの幅が広く空いているため、乗降客の安全性の向上を図ります。ホームの隙間の解消を目指すなどの安全対策は、次の手法も含め引き続き検討し、実現可能な手法を選択します。

##### 《安全対策①》

- ・ 西側にホームを延伸するとともに電車の停車位置を移動し、概ね直線部分に電車を停車させる手法を検討します。（※）

##### 《安全対策②》

- ・ 電車停車位置は現在の位置としながら、安全対策を検討し、進めていきます。

（※） その際必要となる昇降施設（階段、エスカレータ、エレベーター）や東口から電車停車位置までの歩行支援施設の設置を検討します。

### 西口整備

#### ●牛込御門の歴史性を活かしたゆとりある歩行者広場・駅舎の整備

##### ○牛込見附の歴史資源保全を踏まえた広場空間の整備

- ・ 駅前に開放感のある広場空間を整備します。
- ・ 現況の地盤の起伏・高低差を踏まえた広場、歩行者デッキを整備します。
- ・ 現況では建物が立地しており、人目に触れない文化財（石垣、土塁）を「文化財活用ゾーン」として保全・展示します。駅前のシンボル空間として修景するとともに案内施設等文化財の価値を周知・PRするための整備を行います。
- ・ 現況において建物が立地している箇所を「歩行者空間ゾーン」として整備します。文化財活用

ゾーンの鑑賞が可能となるとともに、大規模な周辺開発（富士見 2-10 番地再開発、富士見二丁目北部地区再開発）により増大する歩行者にも対応する空間（広場空間・通路）を確保します。ゆとりある歩道空間整備のため、交番を移設します。

#### ○西口駅舎・駅ビルの整備

- 広場空間整備とともに、駅舎整備の内容を調整します。
- 人工地盤上を活用して、駅周辺の活性化に資する業務機能等を有した西口駅ビル整備を検討します。
- 西口の駅舎・駅ビルは、一体性を考慮して駅前の顔づくりに資するデザインについて調整します。
- 駅ビルの一部を吹き抜けの広場空間とするとともに、待ち合わせスペースとしての魅力を高めるための多様な施設整備を検討します。

#### ○JRと地下鉄(東京メトロ)を結ぶバリアフリールート整備

- 南北線地下連絡通路からJR飯田橋駅とのアクセス強化・バリアフリールートを整備します。
- 地盤面の高低差を考慮し、駅前人工地盤、みやこ橋、地下連絡通路を結ぶ、歩行者デッキ、階段、エレベーターを整備します。

#### ○駅周辺街区との連携整備

- 西口西南側に隣接する富士見 2-10 番街区の再開発と連携して駅前空間と一体となった歩行者空間（歩道空間、広場）を整備します。街区内の広場と一体的に開放感のある空間を整備し、飲食・物販施設を導入することなどにより「にぎわい空間」を創出します。

#### ○西口周辺整備の実現に向けて

- 今後、駅周辺街区では、駅利用者の増大をもたらす開発事業者に対して、駅周辺整備への応分の貢献を求めるものとします。当面は、再開発の検討が進められている富士見 2-10 番街区の事業者に対し整備への貢献について協議し、まちづくりへの貢献を求めます。
- 駅に隣接する大規模敷地の機能更新の際には、広場機能の確保が期待されます。
- 駅周辺整備の実現にあたって「周辺の開発事業者」「行政」および「鉄道事業者」が、それぞれの役割分担を定め整備を進めるため、まちづくりマネジメント活動を継続的に行います。

## 東口整備

### ●ゆとりある駅前広場・駅舎と快適な歩行者ネットワークの整備

#### ○東口駅前広場機能の確保

- ・線路下の空間を掘削拡大することにより、地上部分に開放感のある駅前広場機能を確保します。このため、JR改札口は、現況より西側に移設します。北側及び南側の歩行者空間と一体性のある空間として整備します。
- ・東西線改札口（B1階）から駅前広場（地上部分）へのアクセス性向上のために、現況の階段横に、エスカレーターを整備します。

#### ○タクシー乗降場の整備

- ・駅前広場機能の確保に伴い、線路の橋脚に支障しない範囲で、現在の目白通りの歩道部分をタクシー待ちスペースとして活用します。

#### ○東口駅舎の整備

- ・駅前広場整備に伴い、駅舎整備の内容を調整します。
- ・駅舎は周辺建物と調和し一体性を考慮して駅前の顔づくりに資するデザインについて調整します。

#### ○飯田橋交差点～駅東口の歩行者ネットワーク整備

- ・地下通路、JR改札口前の地上レベルの歩行者空間、および飯田橋歩道橋をつなぐ、安全で快適な歩行者ネットワークを整備します。
- ・歩道橋からJR改札口への歩行者ネットワークを改善するために、文京区側に建物（東口駅ビル）整備を検討します。東京メトロ有楽町線・南北線改札口とJR改札口を結ぶ短絡ルート、建物（駅ビル）内のB2階から地上部分に階段・エスカレータの設置を検討します。また2階レベルで飯田橋歩道橋と建物との連絡通路を整備し地上歩行者ネットワークを強化します。
- ・東西線改札口（B1階）と駅前広場、および有楽町線・南北線改札口（B2階）を結ぶ通路に駅ビルとの連絡通路とエレベータを整備し、バリアフリールートを確保します。

#### ○東口周辺整備の実現に向けて

- ・東口周辺整備については、地上・地下の広範な歩行者ネットワークの整備が必要であり、そのための多様な主体の協議・調整が必要です。例えば、飯田橋歩道橋の整備と駅改札口へのアクセス整備については千代田区、文京区、新宿区および施設管理者である東京都、鉄道事業者との協議・調整が必要です。
- ・また、今後、駅周辺街区では、駅利用者の増大をもたらす開発事業者に対して、駅周辺整備への応分の貢献を求めるものとします。
- ・東口南側に直結する街区では、駅前空間と一体となった歩行者空間の整備が求められます。このため車道は、南側に迂回させるなど広場と一体となった空間づくりを検討します。空間づくりにあたっては、飲食・物販施設を導入することなどにより「にぎわい空間」の創出が期待さ

れます。

- 目白通りの東側のアイガーデンにつながる街区においては、地上地下のアクセス機能の充実が期待されます。
- 駅周辺整備の実現にあたって「周辺の開発事業者」「行政」および「鉄道事業者」が、それぞれの役割分担を定め整備を進めるため、まちづくりマネジメント活動を継続的に行います。

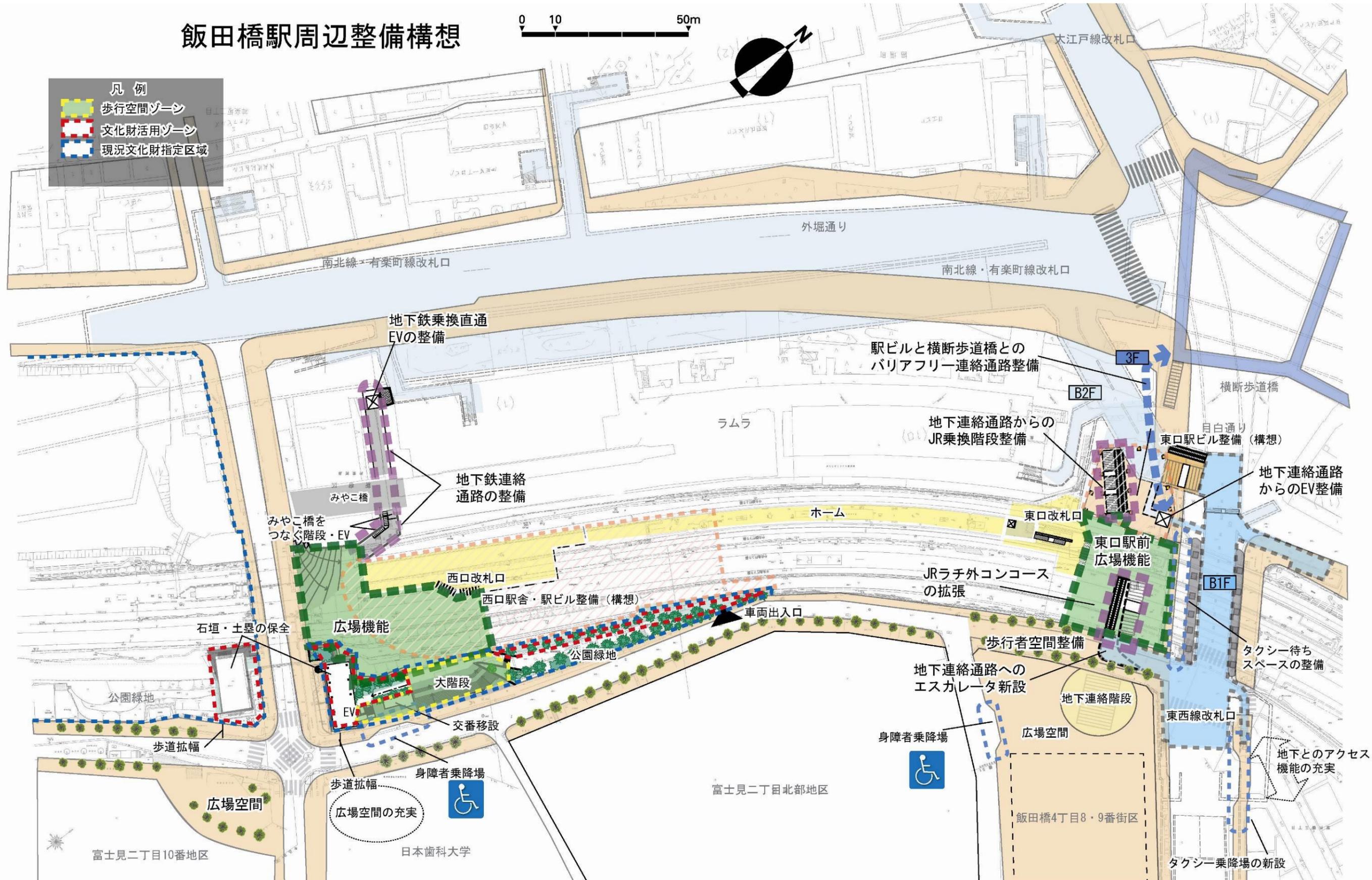
## 導入機能

- これまでに整理した駅及び駅周辺整備にあわせて、にぎわいや交流を生むまちづくりに資するよう、次に掲げる施設整備などを進めます。
  - ◇就業者や学生のニーズにマッチした店舗等の展開
  - ◇街路のファサード及び照明などの一体的演出
  - ◇地域情報ステーションの設置
  - ◇案内サインの整備

# 飯田橋駅周辺整備構想



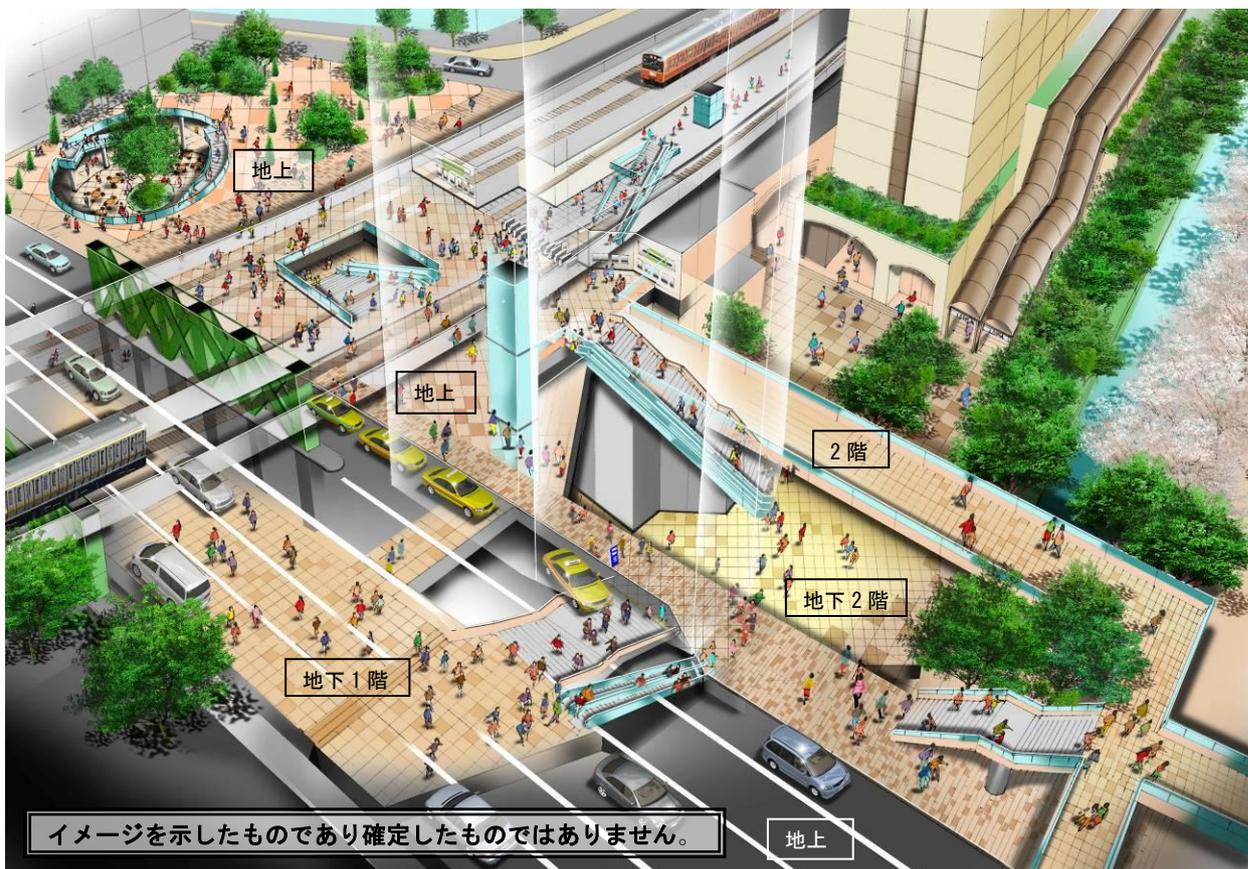
- 凡例
- 歩行空間ゾーン
  - 文化財活用ゾーン
  - 現況文化財指定区域



西口整備



東口整備



## 5 飯田橋駅及び駅周辺整備のための地域貢献ルール

飯田橋・富士見地域では、本まちづくり協議会が平成 18 年 6 月に策定した「飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想」の実現のために、地域内の開発に対して地域貢献ルールを定め、建物の機能更新と一体となってまちづくりを進めることとします。

地域が抱える課題は、その地域を構成するすべての主体が抱える共通の課題であり、すべての主体が連携・協力して解決すべきものです。特に、「まち」に対して多大な影響を及ぼす開発事業者は、課題解決のために、まちづくり活動を積極的に進め先導していく役割を担っていく必要があります。

そこで、飯田橋・富士見地域では、地域内での一定規模以上の開発に際し、開発者に対して、地域の課題解決やまちづくり構想の実現に向けて、一定のルールのもとに、地域貢献をして頂くものとします。

まちづくり基本構想に定めた個別プロジェクトの実現を目的として、必要に応じ、個別プロジェクト毎に開発者からの地域貢献を求めることができるものとします。(※)

第一号のプロジェクトとして、地域の最大課題である飯田橋駅周辺整備に関する地域貢献ルールを以下に定めます。

(※) 個別プロジェクトごとの地域貢献ルールのほか、地域まちづくり活動（エリアマネジメント）への地域貢献ルールも定めますが、これは別途、まちづくりガイドラインに示します。

### (1)趣旨

飯田橋・富士見地域が抱える最重点課題は、飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想において位置づけられている「飯田橋駅周辺の整備」の実現です。そこで飯田橋駅周辺整備を目的に、周辺の大規模開発に対してまちづくりへの貢献を義務づけるルールを定めます。

### (2)地域貢献の対象となる事業

「飯田橋駅及び駅周辺整備構想」に定める各種の整備とします。

### (3)対象とする開発事業

開発諸制度を活用し容積率等についての割増を伴う開発(※※)及び、駅利用者を増大させる開発とします。

(※※) 総合設計制度、特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画等

#### **(4)適用範囲**

原則、飯田橋駅の駅勢圏となる区域（※※※）とします。

（※※※）飯田橋・富士見地域（約 72ha）としますが、駅勢圏を参考に駅周辺整備への影響が大きいと考えられる範囲について適用することもあります。

#### **(5)地域貢献内容の決定方法**

対象となる開発事業の事業者は、駅周辺整備構想に定める整備のうち、どの事業に貢献するかを、中立的立場で調整を図るまちづくりマネジメントオフィスと協議の上、決定していくものとします。

協議にあたっては、整備主体となる鉄道事業者との調整が必要となります。

貢献内容については、当該開発による飯田橋駅の混雑への影響、容積率等についての割増により得る開発利益、事業成立性などの観点から総合的に評価・検討し、定めていくものとします。

飯田橋・富士見地域における開発に対して、地域貢献ルールを定め、建物の機能更新と一体となって地域の最大の課題である駅周辺整備の実現を図ります。

## 付 属 資 料

【資料 1】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会設置要綱

【資料 2】 飯田橋駅周辺整備検討会設置要綱

【資料 3】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会 検討経過

## 【資料 1】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会設置要綱

### (目的)

第 1 条 本協議会は、地域に住み、働く多様な人々が意見交換を行いながら、飯田橋・富士見地域の将来イメージを地域で共有し、地域全体が連携、協調した地域主体の安全、安心、快適な魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

### (検討事項)

第 2 条 協議会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 飯田橋・富士見地域のまちづくりイメージに関すること。
- (2) 地域の課題に関すること。
- (3) 地域の開発動向に関すること。
- (4) 地域の公共施設の整備に関すること。
- (5) その他、地域のまちづくり全般に関すること。

### (協議会の構成)

第 3 条 協議会の委員は、別紙のとおりとする。

### (協議会の組織)

第 4 条 協議会の組織は次のとおりとする。

- (1) 協議会に座長を置く。
- (2) 座長は、協議会の会務を総理する。

### (協議会の開催等)

第 5 条 座長は、必要に応じて協議会を召集し、会議をつかさどる。

2 協議会には、必要に応じ関係者が出席することができる。

### (事務局)

第 6 条 事務局は、当面、千代田区まちづくり推進部に置く。

2 協議会の庶務は、事務局が処理する。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は平成 17 年 8 月 2 日から施行する。

(別紙)

富士見一丁目町会  
東京大神宮飯田橋西口通り商業連合会  
富士見二丁目町会  
飯田町町会  
飯田橋町会  
飯田橋商店街振興組合  
法政大学  
日本歯科大学  
東京理科大学  
東京警察病院  
東京通信病院  
(株)セントラルプラザ  
飯田橋アイガーデン・エア  
富士見二丁目北部地区再開発組合  
富士見 2-10 街区再開発準備組合  
飯田橋 4 丁目 8 番・9 番を考える会  
角川書店  
いい・まち・未来の会 (飯田橋タワー通り)  
東日本旅客鉄道株式会社  
東京地下鉄株式会社  
都営地下鉄

## 【資料2】 飯田橋駅周辺整備検討会設置要綱

### (目的)

第1条 本検討会は、「まちづくり基本構想」を踏まえ、駅及び駅周辺の安全性・快適性の向上を図るため、JR飯田橋駅周辺の公共施設整備に関する整備構想、負担のルールの方策を行い、駅周辺整備の具体化を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) JR飯田橋駅周辺整備構想の方策
- (2) 駅周辺の公共施設整備に関する負担ルールの方策
- (3) 駅周辺の整備

### (委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

### (座長)

第4条 検討会の組織は次のとおりとする。

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の会務を総理する。

### (会議)

第5条 検討会は、座長が召集し、会議をつかさどる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

### (庶務)

第6条 検討会に関する庶務はマネジメント・オフィスにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は平成19年 3月12日から施行する。

- ・千代田区 まちづくり推進部長
  - ・東京都 都市基盤部 交通企画課長
  - ・文京区 都市計画部長
  - ・新宿区 都市計画部長
  - ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 投資計画部 担当部長
  - ・東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部長
  - ・東京都 交通局 総務部 総合計画課 技術調整担当副参事
  - ・まちづくり協議会 座長
  - ・千代田区 まちづくり推進部地域まちづくり担当課長
- ※なお、必要に応じて事業者を追加

[事務局]

飯田橋・富士見地域まちづくりマネジメントオフィス

(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

### 【資料3】 飯田橋・富士見地域まちづくり協議会 検討経過

開 催		主な検討事項
第11回	平成19年2月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備の基本的考え方</li> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備構想(第一次素案)</li> </ul>
第12回	平成19年3月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備の基本的考え方【確定】</li> <li>・飯田橋駅周辺整備検討会について</li> </ul>
第13回	平成19年5月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅周辺交通量調査の結果報告</li> <li>・飯田橋駅及び駅周辺の整備課題</li> </ul>
第14回	平成19年7月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備構想(第二次素案)</li> <li>ホームの安全性向上方策、西口、東口広場整備の方針 など</li> </ul>
第15回	平成19年9月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備構想(第三次素案)</li> <li>ホームの安全性向上方策、西口、東口広場整備の方針 など</li> </ul>
第16回	平成19年11月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備構想(案)について</li> </ul>
第17回	平成19年12月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅及び駅周辺整備構想【確定】</li> </ul>